

## 大網白里市企業等誘致条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大網白里市企業等誘致条例（昭和61年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所等)

第2条 条例第1条に規定する規則で定める事業所は、市内に事業施設を有しない企業等が設置する事業所とする。

2 条例第1条に規定する規則で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1)物品の製造に係る事業

(2)情報通信に係る事業

(3)運輸又は物流に係る事業

(4)卸売又は小売に係る事業

(5)学術又は開発研究に係る事業

(6)旅館又はホテルに係る事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項第4号に規定する営業に係るものを除く。）

(7)飲食サービスに係る事業（法第2条第4項に規定する接待飲食等営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に係るものを除く。）

(8)公衆浴場（一般公衆浴場を除く。）に係る事業

(9)教育又は学習支援に係る事業

(10)医療（産科及び小児科に限る。）に係る事業

(11)機械等の修理に係る事業

(12)農業（植物工場（施設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の植物の計画的な生産を行うことができる栽培施設（温室等を除く。）をいう。）によるものに限る。）に係る事業

(13)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(指定申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により奨励措置を受けようとする企業等は、事業を開始しようとする日（以下「事業開始予定日」という。）の30日前ま

でに大網白里市奨励措置適用事業所指定申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）に指定の基準を満たす企業等において、事業開始予定日の30日前までに当該申請書を提出することのできない正当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)法人の登記事項証明書及び定款の写し

(2)事業計画書

(3)投下固定資産の取得に係る契約書の写し

(4)国税並びに本社が所在する都道府県及び市区町村に納付すべき地方税に未納がないことを証する書面

(5)その他市長が必要と認める書類

(指定通知)

第4条 市長は、条例第3条第2項の規定により奨励措置適用事業所の指定をしたときは、事業開始後、前条の申請をした企業等に対し、大網白里市奨励措置適用事業所指定通知書（別記第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

(変更事項の届出)

第5条 前条の指定を受けた企業等（以下「指定企業等」という。）は、その指定に係る第3条の規定により提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに大網白里市奨励措置適用事業所変更届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業開始の届出)

第6条 指定企業等は、事業開始日から30日以内に事業開始届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 指定企業等は、条例第2条第1項に規定する奨励金の交付を受けようとするときは、当該年度の奨励措置適用事業所に係る固定資産税を完納した日から起算して30日以内に大網白里市企業等誘致奨励金交付申請書（別記第5号様式）に投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書及び固定資産の明細書の写し並びに常時雇用する従業員に係る雇用保険被保険者証の写しを

添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、大網白里市企業等誘致奨励金交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該交付申請をした指定企業等に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた指定企業等が奨励金の交付を受けようとするときは、当該通知のあった年度の2月末日までに大網白里市企業等誘致奨励金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第10条 指定企業等は、奨励措置適用事業所の指定を受けた事業所の事業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、事業廃止・休止届（別記第8号様式）を、その事実が発生した日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等の通知)

第11条 市長は、条例第6条第1項の規定による指定の取消し、又は奨励措置の停止をするときは、大網白里市奨励措置適用事業所指定取消・奨励措置停止通知書（別記第9号様式）により、指定企業等に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、条例第6条第2項の規定による奨励金の返還を命ずるときは、大網白里市企業等誘致奨励金返還通知書（別記第10号様式）により、指定企業等に通知するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別 記

第1号様式（第3条）

大網白里市奨励措置適用事業所指定申請書

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号

奨励措置適用事業所の指定を受けたいので、大網白里市企業等誘致条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 業種及び事業の内容
- 4 予定投下固定資産総額
  - (1) 土地
  - (2) 家屋
  - (3) 償却資産
- 5 常時雇用従業員数
- 6 事業開始予定日

税情報調査同意書

奨励金の算定に当たり、固定資産税の賦課状況を調査することについて、同意します。

住 所

（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

第2号様式（第4条）

大網白里市奨励措置適用事業所指定通知書

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長 印

年 月 日付けで申請のあった奨励措置適用事業所の指定については適当と認められるので、大網白里市企業等誘致条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 その他

第3号様式（第5条）

大網白里市奨励措置適用事業所変更届出書

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

大網白里市企業等誘致条例施行規則第3条の規定により提出した大網白里市奨励措置適用事業所指定申請書及びその添付書類の記載事項に下記のとおり変更がありましたので、同規則第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 関係書類

第4号様式（第6条）

事 業 開 始 届

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

下記事業所の事業を開始したので、大網白里市企業等誘致条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

1 事業所の名称

2 所在地

3 事業開始年月日 年 月 日

第5号様式（第7条）

大網白里市企業等誘致奨励金交付申請書

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

大網白里市企業等誘致条例施行規則第7条の規定により、奨励金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 奨励金交付申請額 円
- 2 事業所の名称
- 3 所在地
- 4 常時雇用従業員数 人（ 年 月 日現在）

添付書類

投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書及び固定資産の明細書の写し  
常時雇用する従業員に係る雇用保険被保険者証の写し

税情報等調査同意書

奨励金の交付に当たり、固定資産税の賦課状況及び市税の納付状況等を調査することについて、同意します。

住 所

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)



第6号様式（第8条）

大網白里市企業等誘致奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長 印

年 月 日付けで申請のあった奨励金の交付について、大網白里市企業等誘致条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

奨励金交付決定額 円

第7号様式（第9条）

大網白里市企業等誘致奨励金交付請求書

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏 名 印

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた奨励金について、大網白里市企業等誘致条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

奨励金交付請求額 円

第8号様式（第10条）

事業廃止・休止届

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

奨励措置適用事業所の指定を受けた事業所の事業の（全部・一部）を（廃止・休止）したので、大網白里市企業等誘致条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 廃止又は休止年月日
- 4 廃止又は休止の理由
- 5 奨励金受領額 円

〔 年度分 円 〕  
〔 年度分 円 〕  
〔 年度分 円 〕

第9号様式（第11条）

大網白里市奨励措置適用事業所指定取消・奨励措置停止通知書

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した奨励措置適用事業所については、（指定の取消・奨励措置の停止）をすることとしたので、大網白里市企業等誘致条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 指定の取消・奨励措置の停止の理由

第10号様式（第12条）

大網白里市企業等誘致奨励金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した奨励金について、大網白里市企業等誘致条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 所在地
- 3 奨励金返還の理由
- 4 奨励金交付済額 円

〔 年度分 円 〕  
〔 年度分 円 〕  
〔 年度分 円 〕

- 5 奨励金返還額 円

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。